

第十一次地方分権一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第十一次地方分権一括法）が成立した。

本法は、個々の地方公共団体等からの提案に基づき、小規模多機能型居宅介護の利用定員に係る「従うべき基準」の見直しや郵便局での転出届等の受付などを実現し、「地方分権改革を着実に前進させる」ものであり、関係者のご尽力に感謝する。

国においては、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、所要の財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めることを望む。

併せて、「計画策定等」が重点募集テーマに設定された本年の提案募集においても、地方公共団体等から提出された具体的な数多くの提案について、可能な限り実現する方向で積極的に検討することを求める。また、地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」や、国庫補助金等の「交付要件となる計画策定」など国の過剰な関与については、制度的な課題として横断的な見直しを行うことを強く望む。

今後とも地方分権改革について、地方分権改革推進本部長である内閣総理大臣のもと、一層の推進が図られることを期待する。

令和3年5月19日

全国知事会会長 飯泉 嘉門

全国市長会会長 立谷 秀清

全国町村会会長 荒木 泰臣